

災害支援ナースについて

静岡県健康福祉部医療局地域医療課

目次

1. 災害支援ナースとは
2. 災害支援ナースの運用について
3. 協定締結手続

1. 災害支援ナースとは

- I. 感染症等改正法による医療法の改正
- II. 災害支援ナース活動要領
- III. 法施行後の変更点
- IV. 災害支援ナースの登録方法

I. 感染症等改正法による医療法の改正

第30条の12の2

厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて第三十条の四第二項第五号ロ又は八に掲げる医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であつて厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）を災害・感染症医療業務従事者として登録するものとする。

2 前項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により行う。

I. 感染症等改正法による医療法の改正(続き)

第30条の12の6

都道府県知事は、第三十条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に必要な事業（以下この節において「災害・感染症医療確保事業」という。）を実施するため、あらかじめ、病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「協定」という。）を締結するものとする。

第三十条の四第二項第五号

ロ 災害時における医療

ハ そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療

I. 感染症等改正法による医療法の改正(続き)

第30条の12の6 (続き)

- 一 都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る災害・感染症医療業務従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊 (以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「医療隊」という。) の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること。
- 二 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県知事の実施する災害・感染症医療確保事業に係る応援を行うため、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣を行う場合はその旨
- 三 前二号の規定により派遣する災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容
- 四 第一号又は第二号の規定による派遣に要する費用の負担の方法
- 五 協定の有効期間
- 六 協定に違反した場合の措置
- 七 その他協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

II. 災害支援ナース活動要領

要領の位置付け	大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時に、災害支援ナースを派遣し、大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域のニーズに応じて柔軟に、災害支援ナースの活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。
災害支援ナースとは	<ul style="list-style-type: none">・災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員・災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される

III. 法施行後の変更点

項目	これまで	法施行後
根拠	日本看護協会の独自事業	医療法30条の12の2
身分	ボランティア 日看協独自の研修修了者を 県看護協会に登録	医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」 研修修了者を厚生労働省が登録
活動対象	自然災害を想定	自然災害及び感染症まん延
派遣 スキーム	<県内災害> 県看護協会が派遣調整 <県外災害> 日本看護協会が派遣調整	<県内災害> 都道府県が協定を締結した県内医療機関に派遣要請 他県からの支援が必要な場合は、県が厚労省等に要請 <県外災害> 厚労省等からの要請に基づき、県内の協定締結医療機 関に打診、調整
費用負担	個人及び日本看護協会、都道 府県看護協会が実費支弁	都道府県が実費支弁

IV. 災害支援ナースの登録方法

方法

- ① 災害支援ナース養成研修を受講します。
- ② 災害支援ナース養成研修は、「総論」「災害各論」「感染症各論」を含むオンデマンド研修と、「講義」「災害演習」「感染症演習」集合研修を組み合わせた構成になります。
- ③ 各自でオンデマンド研修を受講した後、都道府県ごとに研修会場を設置して行われる集合研修を受講します。
- ④ 研修修了証が、災害支援ナースを証明するものとなります。

養成研修プログラム

災害支援ナース養成研修プログラム (講義：オンデマンド)

A. 総論 (120分)

- 災害・感染症に係る派遣の対応
 - ・本研修の目的
 - ・災害・感染症に係る看護職員等の派遣体制について
 - ・災害・感染症に係る看護職員等の養成について
 - ・災害支援ナースの役割

B. 災害各論 (540分)

- 災害医療の基礎知識
- 災害時に求められる看護支援
- 災害時の感染対策
- 災害時の心のケア
- 災害時の看護職員の支援事例

C. 感染症各論 (540分)

- 新型コロナなど新興感染症の基礎知識
- 新型コロナなど新興感染症患者の治療と観察ポイント（軽～中等症）
- 新型コロナなど新興感染症患者の看護（軽～中等症）
- 新型コロナなど新興感染症患者の集中治療管理（重症）
- 新型コロナなど新興感染症患者の看護（重症）

© Japanese Nursing Association

災害支援ナース養成研修プログラム (演習：集合研修)

D. 演習

講義 (60分)

- 県における災害・感染症に係る派遣時の看護支援活動

災害演習 (270分)

- 派遣決定から出発までの準備
- 支援者としての心構え

活動場所の違いによる活動の特徴 (医療機関、避難所)

CSCA

方針に沿った活動

感染症演習 (270分)

- 感染拡大・重症化の予防
- 安楽な呼吸を保つための看護

多職種連携による医療提供

患者・家族へのケア

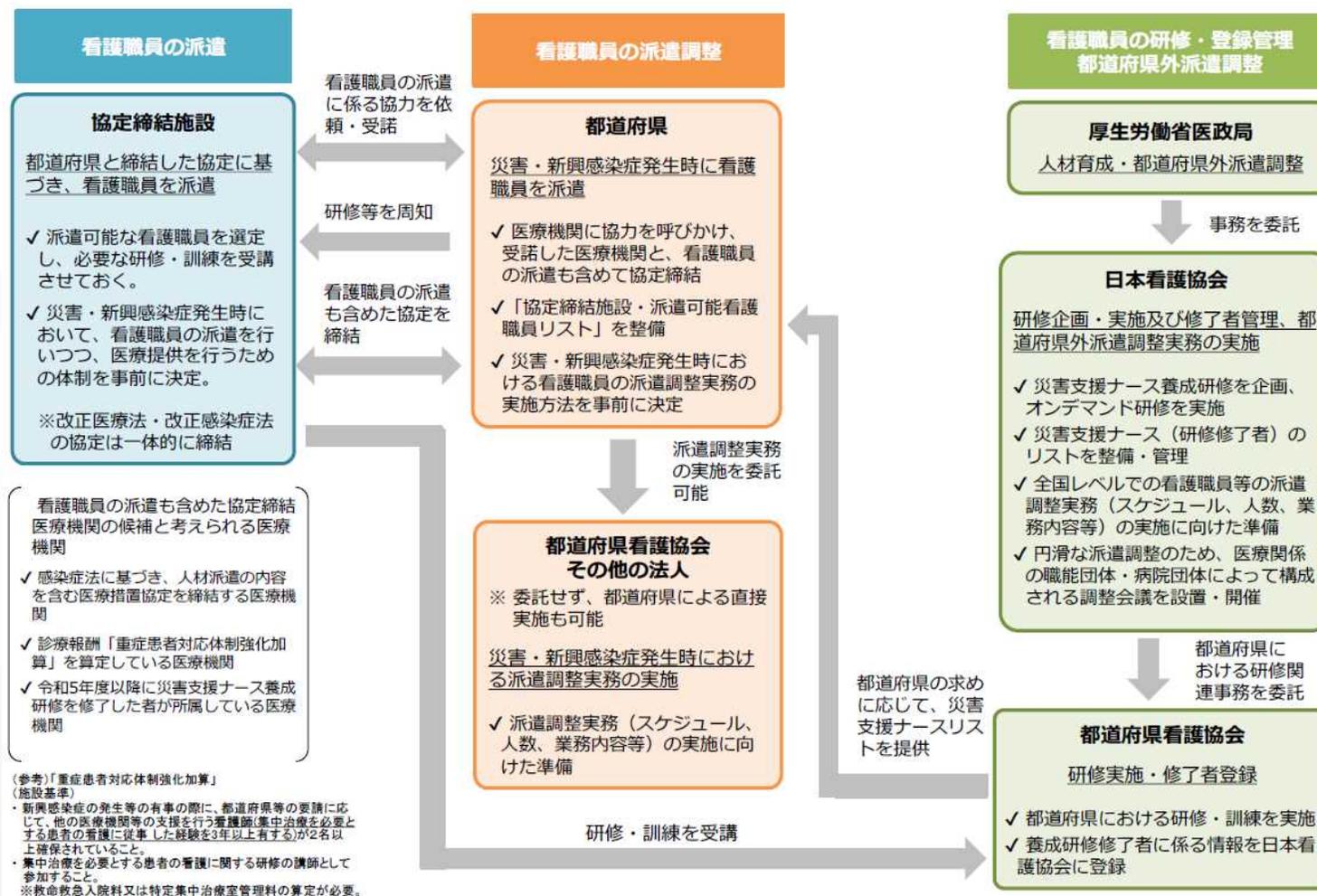
看取りケア・死亡時の対応

© Japanese Nursing Association

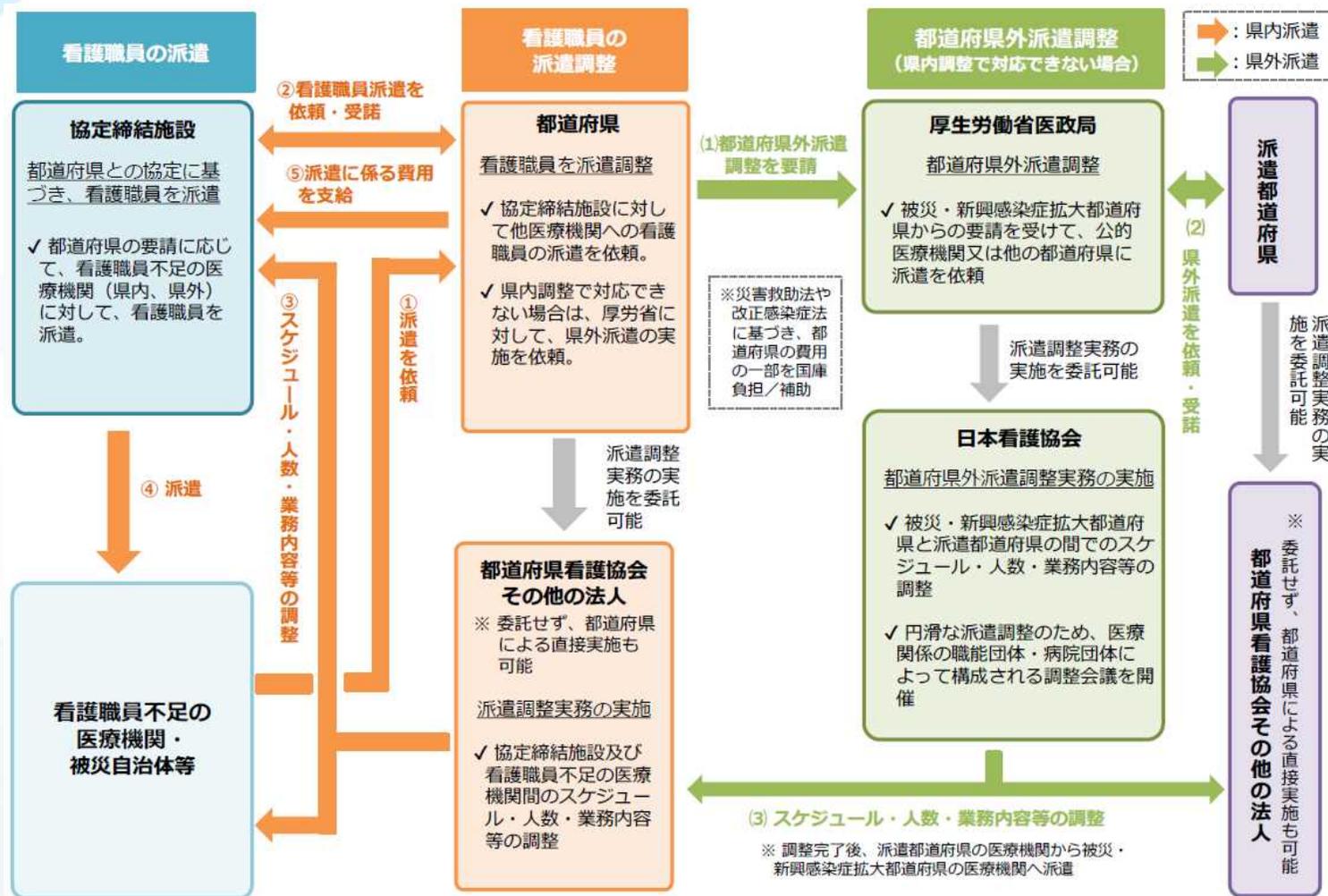
2. 災害支援ナースの運用について

- I. 平時の体制整備（全体像）
- II. 災害・新興感染症発生時の対応（全体像）
- III. 本県の災害支援ナースの運用体制（案）
- IV. 災害派遣フロー(県内)
- V. 災害派遣フロー(県外)
- VI. 活動時期、活動内容 等

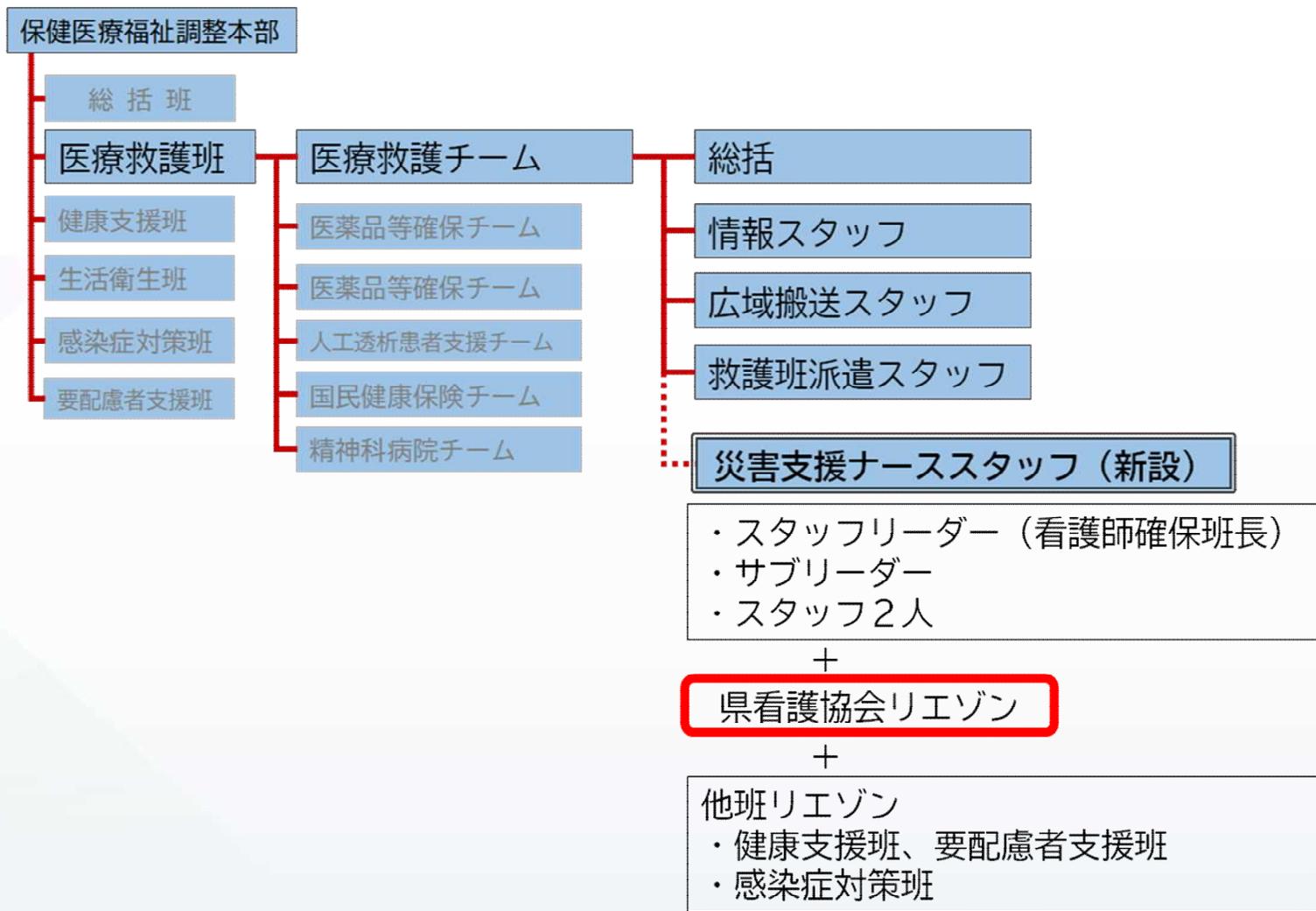
I. 平時の体制整備（全体像）



II. 災害・新興感染症発生時の対応（全体像）

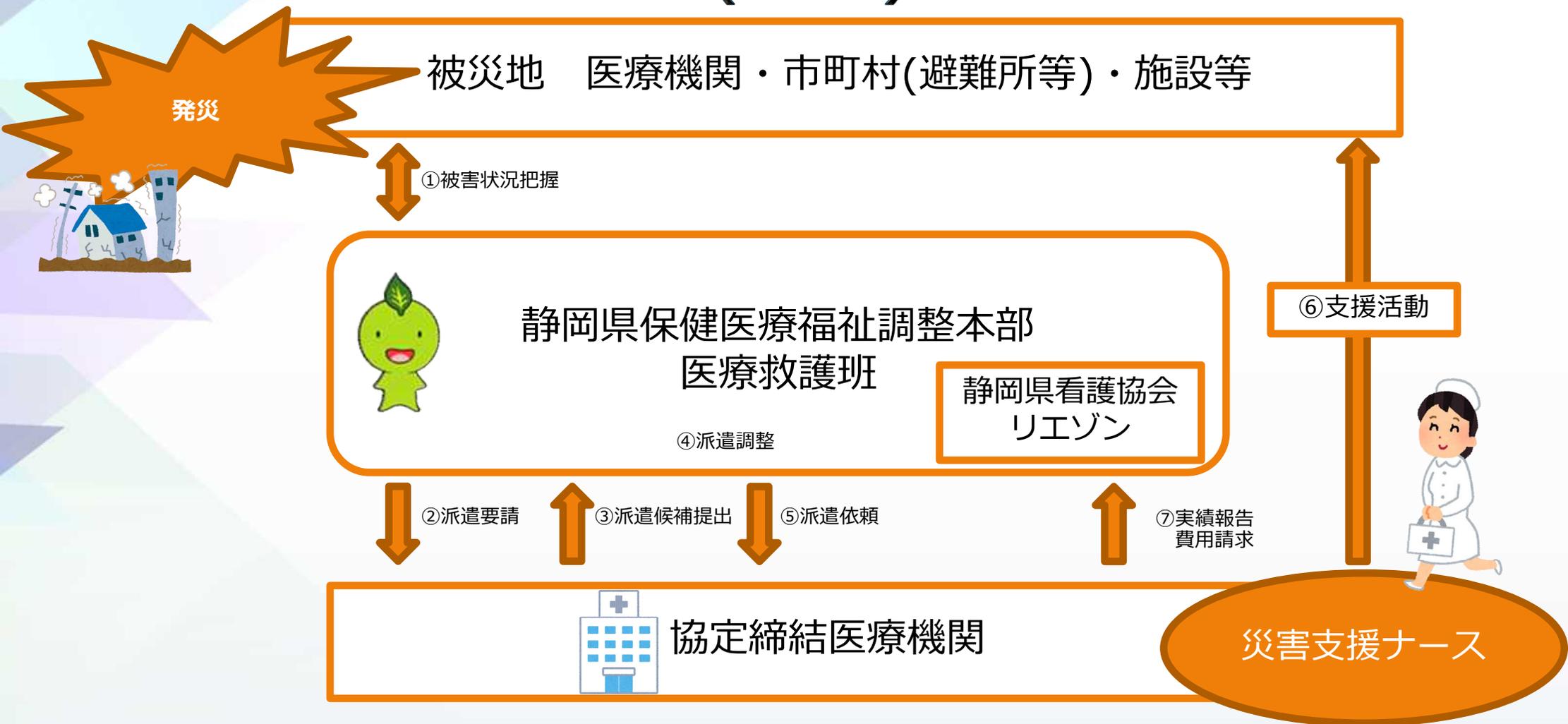


III. 本県の災害支援ナースの運用体制（案）



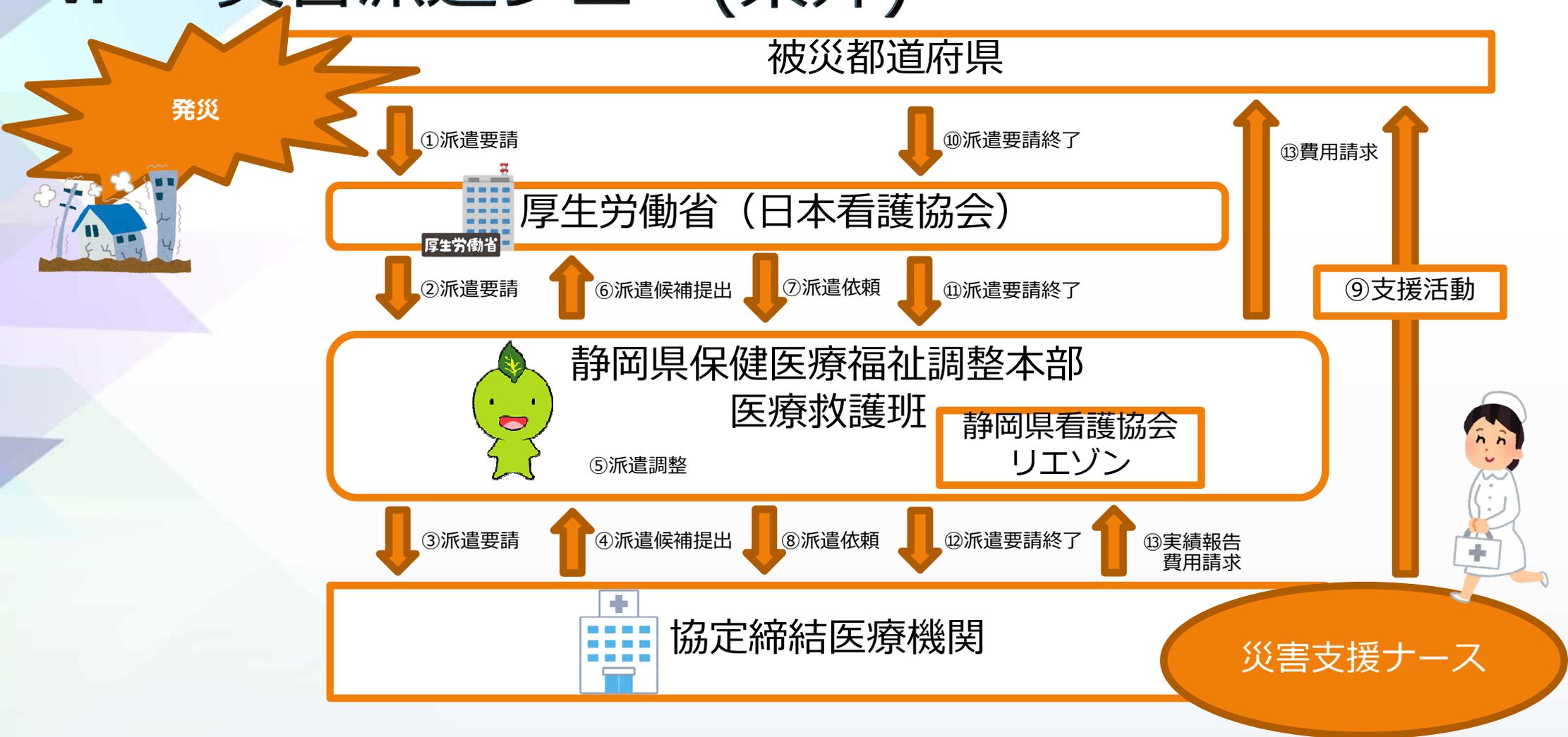
[イメージ]

IV. 災害派遣フロー(県内)



[イメージ]

V. 災害派遣フロー(県外)



VI. 活動時期、活動内容 等

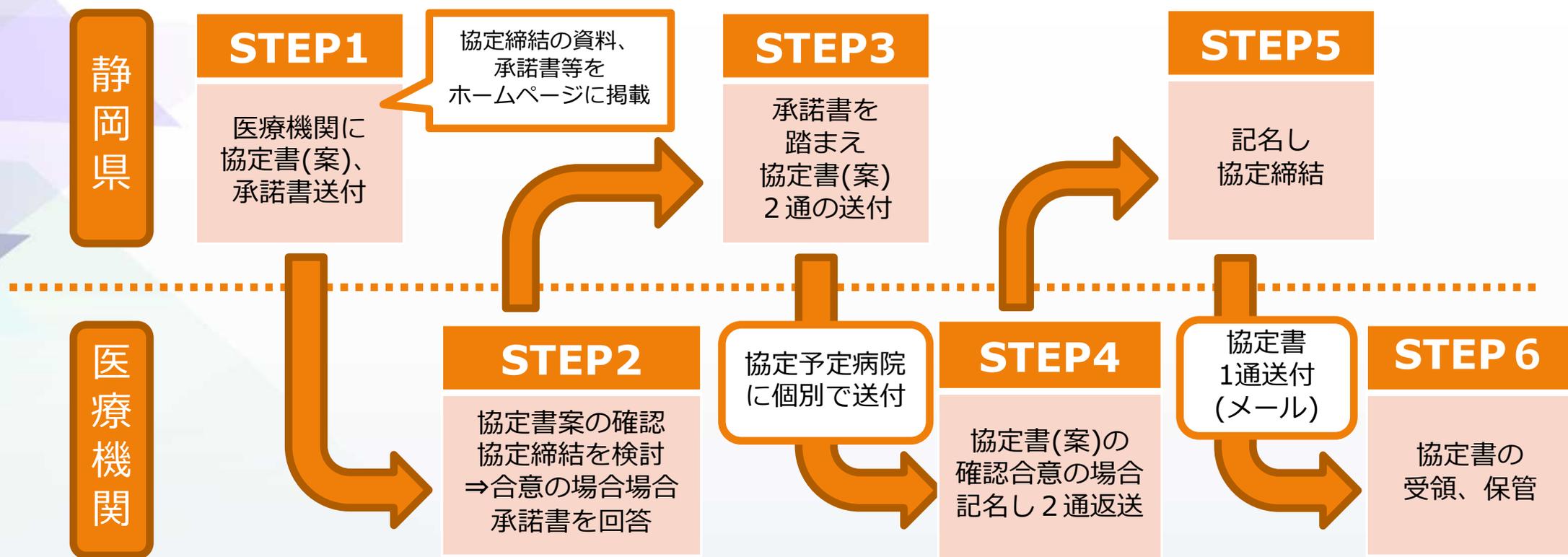
	大規模自然災害発生時	新興感染症発生・まん延時
活動時期	被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの急性期から亜急性期（発災後3日以降から1か月間程度）	—
派遣期間	移動時間を含めた3泊4日	移動期間を含めた2週間程度
活動場所	被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）	新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設
	活動場所までの移動は公共交通機関を利用	
活動内容	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)を遵守し、看護支援活動を行う	

3. 協定締結手続

- I. 協定締結の流れ
- II. 承諾書について
- III. 協定書について

I. 協定締結の流れ

- 協定締結に向けた協議から締結までの流れは、下図のとおりです。
- すべての行程を原則、メールでやりとりし、協定書は署名や押印はせず、記名のみで対応します。



II. 承諾書について

- 協定締結に合意いただける場合、提出ください。

災害支援ナースの派遣に関する協定に係る承諾書

提出日 (西暦) 年 月 日

静岡県知事 様

災害支援ナースの派遣に関する協定の締結について承諾しました。

医療機関・法人 の情報

(1) 医療機関

医療機関：名称	
医療機関：所在地	
保険医療機関番号	

(2) 開設者 (法人の場合は、法人名及び代表者)

開設者：名称	
開設者：主たる事務所の所在地	
代表者：職名	
代表者：氏名	

(3) 管理者

管理者：職名	
管理者：氏名	

(4) 担当者

担当者：所属名	
担当者：職名	
担当者：氏名	
電話番号	- -
メールアドレス	法人/医療機関 担当者

「災害支援ナースの派遣に関する協定」の締結の合意

- 協定の締結の合意について確認します。

協定の締結に	
--------	--

案

III. 協定書について

● 各医療機関ごとに、協定を締結します。

案

災害支援ナースの派遣に関する協定

静岡県知事（以下「甲」という。）と（医療機関名）（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するための必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出勤し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害支援ナース活動要請等に基づき、災害や新型コロナウイルス感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受け、災害支援ナースの派遣が可能と判断した場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、静岡県内において看護活動を行うことを原則とする。

2 甲が他の都道府県等から災害支援ナースの派遣要請を受け、甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要請等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。
2 甲は、災害支援ナースの定員の向上等を回るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 災害支援ナースの派遣に要する経費（日当、時間外勤務手当、旅費）

二 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

三 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認められた経費

2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、前条の規定に関わらず甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、第4条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した災害支援ナースの故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

（定めのない事項等）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第15条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（感染症法に規定する医療措置協定の関係）

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型コロナウイルス感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 静岡県
静岡県知事

乙（所在地）
（医療機関等名）
（代表者 職名 氏名）

お時間いただきまして、ありがとうございました。